

加算項目	内容・利用者負担額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	一月につき介護職員処遇改善加算額は、【介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス加算別率(4.0%)】(1単位未満四捨五入)×1単位の単価となります。

- ※ 要支援1又は要支援2と認定された方は、ⅠⅡⅢのうち保険者に定められた介護予防訪問介護費内で介護予防訪問介護サービスをご利用いただけます。
- ※ おおむねⅠ:1回/週 Ⅱ:2回/週 Ⅲ:3回/週 程度のサービスをご利用いただけます。
- ※ 一回のご利用時間は介護予防プランの目標達成等を勘案しながら、介護予防訪問介護計画書により決定されます。
- ※ 介護予防訪問介護サービスは月単位の定額制となります。
- ※ 介護予防訪問介護計画書に基づく予定されたサービスをキャンセルされた場合も、定額の介護予防訪問介護費を申し受けます。
- ※ 介護予防給付の限度を超えたサービスにつきましては、別途ご相談に応じます。

◇交通費 利用者様が渋谷区内の神山町,宇田川町,松涛,神南,道玄坂,円山町,神泉町,南平台町,桜丘町,鶯谷町,鉢山町,猿楽町,代官山町,恵比寿西,恵比寿南,恵比寿,広尾,東にお住まいの方は無料です。上記以外の地域にお住まいの方は、その実額をご負担いただきます。

◇その他 利用者様のお住まいでサービスを提供するために使用する水道,ガス,電気,介護サービス(利用者様負担) 提供に必要な電話代,介護用品,衛生管理用品等の費用はご利用者様の負担となります。

6. 相談窓口、苦情対応

当事業所相談窓口 東京都渋谷区鉢山町3番27号
 電話番号03-5458-4816 (ご利用時間9:30~18:30)
 担当:新谷弘子 山口カネ子 入江祐介

渋谷区高齢者サービス課 東京都渋谷区宇田川町1番1号
 利用者相談係 電話番号 03-3463-3304 (直通)

東京都国民健康保険団体 東京都千代田区飯田橋3丁目5番1号東京区政会館10階
 連合会苦情相談窓口 電話番号 03-6238-0177(直通)

介護予防訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者様に重要な事項を説明いたしました。

◇説明日 年 月 日

◇事業者 事業者氏名 社会福祉法人パール 訪問介護事業所「パールケア」
 住 所 東京都渋谷区鉢山町3番27号
 TEL 03-5458-4816

説 明 者 印

私は、契約書及び本書面によりパールケアから訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

◇ご利用者様 住 所 _____
 氏 名 _____ 印

※ご利用者様以外の方から署名捺印をいただく場合

◇代理人 住 所 _____
 氏 名 _____ 印